

復興庁男女共同参画班は、2021年9月1日～11月15日の間、岩手県及び岩手県男女共同参画センター主催「2021年度いわて男女共同参画サポーター養成講座」の一環として、動画配信によるオンライン講座【震災から10年、改めて考える「女性と災害・復興」～『災害女性学をつくる』を踏まえて～】を開催しました。

◆ テーマ：震災から10年、改めて考える「女性と災害・復興」～『災害女性学をつくる』を踏まえて～

講師：天童 睦子（てんどう むつこ）氏
宮城学院女子大学一般教育部教授
浅野 富美枝（あさの ふみえ）氏
宮城学院女子大学生生活環境科学研究所所員

◆ 講座概要

【天童 睦子氏 講演概要】

東日本大震災から10年の節目となる2021年3月に刊行された書籍『災害女性学をつくる』（講師2名編著）の内容を踏まえ、「なぜ災害女性学が必要なのか」と「女性の視点で災害復興を捉え直す」という2つの学術的な観点を中心に講演。阪神・淡路大震災と東日本大震災の教訓から得た、その背景にある社会的脆弱性と構造的不均衡が、災害弱者と言われるより弱い立場の人々へ及ぼす影響を語り、「女性と災害・復興」について受講者に問いかけていった。

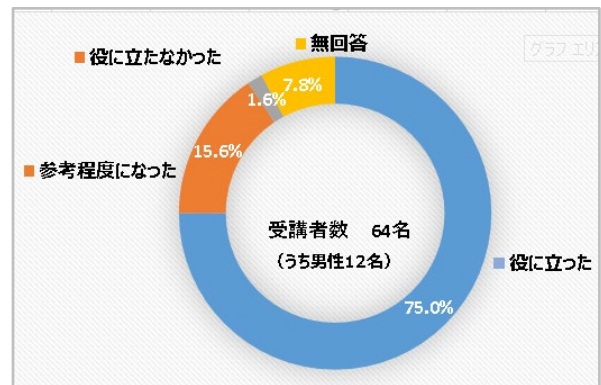
また、講座の最後に、「男女共同参画の視点は、多様性の視点であること」、「災害女性学も女性だけのものではないこと」、そして、「重層的なネットワークが必要であること」を挙げた。「災害に強い地域・社会をつくることは一人ではできないけれど、連携・連帯する中でともに地域・社会を再構築する。そして、その中に男女共同参画やジェンダーの視点を入れる。その担い手は私たち一人ひとりである。」と締めくくった。

【浅野 富美枝氏 講演概要】

「東日本大震災の体験を振り返り、これからの災害で同じ苦しみや困難を繰り返さないために何が必要か」を受講者に問いかけた。講演では、「災害時の人権と被災者の『尊厳ある生活を営む権利』の保障」について説き、「人権の尊重なしに、人間の復興は不可能」と明言した。また、自身が東日本大震災直後から被災地の女性支援に携わった経験を中心に、宮城県での被災女性のニーズに応える具体的な活動事例を紹介。さらに「スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）」について解説した後、イタリアでの避難所の様子や、その取組が行われる裏側にある人道的な問題とその捉え方について紹介した。そして、それを踏まえて、日本のこれからの避難所のあり方について説いた。

◆ 受講者のふりかえり

Q. 講座の内容はいかがでしたか？



Q. 気づいたこと、印象に残ったこと等をご記入ください。

- ・ 阪神淡路大震災において、すべての年代で女性の死亡率が高かったと言う事を聞き、本当に驚いた。自然災害が平等ではなく、より弱い人に被害が向かい、人為的被害が生じるということが数字として本当に出てくるのだと、理解できた。
- ・ 「社会に構造化されていた問題が災害時に明るみになる」様をいろいろな事例やデータからありありと知り、つらい気持ちになったけれど、まずは事実を知ることが、対策や支援のあり方、自分にできることを考えるきっかけになると思う。
- ・ 女性が炊き出しボランティアを行うなどの性別分業が起こり、強いストレスが生じたという説明を聞き、災害時こそ構造的な不均衡が表出するという事を直感的に理解できた。炊き出しは女性、男性ががれき撤去等の肉体労働を行うのは納得しがちだが、これもアンコンシャス・バイアスなのだと感じた。
- ・ 日常にあるジェンダー問題や性差別は、非日常でも出ていく問題であり、それとも向き合う必要があるということが勉強になった。日常でできないことは、災害時などの緊急時にも出来ないと思う。やはり普段から体制づくりや意識づくりが必要だということを学んだ。
- ・ 自然災害を予測することは難しい。だからこそ日頃対策が必要であり、過去の教訓をどのように生かしていくのか地域の方々と自治体との間での連携が大切だ。そして、その連携には女性の意見を取り込むエンパワーメントが必要ではないかと思った。
- ・ 地域防災計画、避難所運営マニュアルにジェンダーの視点があるかを確認したいと思う。